

第 8 1 回国民スポーツ大会木城町実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 8 1 回国民スポーツ大会木城町実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 委員会は、第 8 1 回国民スポーツ大会において、木城町で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、前項の目的を達成するために、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設・整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備の経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから 3 0 名以内で会長が委嘱及び任命する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 木城町議会を代表する者
- (3) その他会長が必要と認める者

(役員)

第 5 条 委員会に次に掲げる役員を置く

- (1) 会長 1 名以内
- (2) 副会長 6 名以内
- (3) 監事 2 名

(役員の選任)

第6条 委員会の会長は、木城町長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 監事は、委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下、「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから委員会の目的が達成され、解散した時までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属する団体又は所属する機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 委員会に、顧問及び参与（以下、「顧問等」という。）を置くことができる。

2 顧問等は、会長が委嘱する。

3 顧問等は、会長が重要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行うことができる。

4 前条の規定は、顧問等の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び役員・委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名したものがこれにあたる。
 - 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。
 - 5 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する、ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理者に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
 - 6 総会の議事は、出席委員（代理者に権限を委任し、又は書面で議決に加わったものも含む。）の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
 - 7 会長は、必要に応じて顧問等に総会への出席を求めることができる。
 - 8 前項の規定にかかわらず、天災や感染症等により、一堂に会して総会を開催することが困難なときは、書面により総会を行うことができる。
(専門委員会)
- 第12条 専門委員会は、必要と認める場合に設置するものとし、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、総会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を総会で報告する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会に報告するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 委員会の事務を処理するため、木城町教育委員会内に事務局を置く。

第6章 財務

(経費)

第15条 委員会の経費は、負担金又は補助金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 解散

(解散)

第18条 委員会は、目的が達成されたときに解散するものとする。

2 委員会が解散するときに有する残余財産は、木城町に帰属するものとする。

第8章 補足

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年7月23日から施行する。

